



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年10月9日水曜日 第45号外 1

◇ 目 次 ◇ 規 則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則..... (人事課) 1
 愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (") 1

告 示

愛媛県売春防止対策本部設置規程の一部改正..... (子育て支援課) 2

訓 令

副知事の担任意務に関する規程..... (人事課) 2
 愛媛県処務細則等の一部を改正する訓令..... (") 3

規 則

○愛媛県規則第19号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定める。

令和元年10月9日

愛媛県知事 中村時広

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第1順位 副知事 神野一仁

第2順位 副知事 八矢拓

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第20号

愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月9日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員の職の設置規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

（愛媛県職員の職の設置規則の一部改正）

第1条 愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（職の設置）		（職の設置）	
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。	
区分	職	区分	職
知事 の事 務部 局	本庁 _____ 部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、サイクリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検	知事 の事 務部 局	本庁 政策推進統括部長、部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、サイクリング普及調整監、危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検

	査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員		査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	
省略		省略	

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第2条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(知事に直属して置く職員) 第15条の2 知事に直属して_____営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。	(知事に直属して置く職員) 第15条の2 知事に直属して政策推進統括部長、営業本部長、防災安全統括部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第581号

愛媛県売春防止対策本部設置規程(昭和33年1月愛媛県告示第80号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 省略 2 本部長は知事を、副本部長は保健福祉部の所掌事務を担当する副知事をもつて充てる。 3 省略	(組織) 第3条 省略 2 本部長は知事を、副本部長は_____副知事をもつて充てる。 3 省略

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

副知事の担当事務に関する規程を次のように定める。

令和元年10月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

副知事の担当事務に関する規程

1 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 共管事務

(職務代理)

第2条 知事及び副知事に事故があるとき又は知事及び副知事が欠けたときは、総務部長が、その職務を代理する。

(職務代理)

第2条 知事及び副知事に事故があるとき若しくは知事及び副知事が欠けたときは、政策推進統括部長が、その職務を代理する。

(政策推進統括部長)

第2条の2 政策推進統括部長は、知事の命を受け、担当部に係る事務事業を調整するとともに、県政全般にわたる特に重要な政策の統括に関する業務を行う。

(愛媛県公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印 省略</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公印名</th> <th style="width: 50%;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">公印の種類</th> <th style="width: 30%;">寸法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略				省略		公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	職印		省略		省略		省略		<p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印 省略 <u>政策推進統括部長印</u> 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公印名</th> <th style="width: 50%;">管守者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>政策推進統括部長印</u></td> <td><u>総務管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 省略</p> <p>別表1(第4条関係)</p> <p>第一 省略</p> <p>第二 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">公印の種類</th> <th style="width: 30%;">寸法 方(ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>政策推進統括部長印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公印名	管守者名	省略		<u>政策推進統括部長印</u>	<u>総務管理課長</u>	省略		公印の種類	寸法 方(ミリメートル)	職印		省略		<u>政策推進統括部長印</u>	<u>20</u>	省略		省略	
公印名	管守者名																																						
省略																																							
省略																																							
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)																																						
職印																																							
省略																																							
省略																																							
省略																																							
公印名	管守者名																																						
省略																																							
<u>政策推進統括部長印</u>	<u>総務管理課長</u>																																						
省略																																							
公印の種類	寸法 方(ミリメートル)																																						
職印																																							
省略																																							
<u>政策推進統括部長印</u>	<u>20</u>																																						
省略																																							
省略																																							

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">決裁者</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">第1次代決者</th> <th style="width: 40%;">第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者					<p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">決裁者</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">代決者</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">第1次代決者</th> <th style="width: 40%;">第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	決裁者	代決者		第1次代決者	第2次代決者				
区分			決裁者	代決者																	
	第1次代決者	第2次代決者																			
区分	決裁者	代決者																			
		第1次代決者	第2次代決者																		

知事の権限に属する事務	知事 省略	副知事	総務部長
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略

10 9の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

11 9の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

12 省略

知事の権限に属する事務	知事 省略	副知事	政策推進統括部長
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1 省略

2 政策推進統括部長の職にある者の通勤手当等の決定に関する事務に係るこの表6の部18の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総務管理課長」とする。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略

11 10の規定にかかわらず、政策推進統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総務管理課長」とする。

12 10の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「産業政策課長」とする。

13 10の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

14 省略

（愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正）

第4条 愛媛県市町村合併推進本部規程（平成13年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前													
<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1・2 省略</td> </tr> <tr> <td>3 省略</td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> </tr> <tr> <td>5 省略</td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> </tr> <tr> <td>7 省略</td> </tr> </table>	1・2 省略	3 省略	4 省略	5 省略	6 省略	7 省略	<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>1・2 省略</td> </tr> <tr> <td>3 政策推進統括部長</td> </tr> <tr> <td>4 省略</td> </tr> <tr> <td>5 省略</td> </tr> <tr> <td>6 省略</td> </tr> <tr> <td>7 省略</td> </tr> <tr> <td>8 省略</td> </tr> </table>	1・2 省略	3 政策推進統括部長	4 省略	5 省略	6 省略	7 省略	8 省略
1・2 省略														
3 省略														
4 省略														
5 省略														
6 省略														
7 省略														
1・2 省略														
3 政策推進統括部長														
4 省略														
5 省略														
6 省略														
7 省略														
8 省略														

- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略

- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第5条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第3条 省略 2 省略 3 副本部長は、副知事 _____ をもって充てる。 4 省略	(組織) 第3条 省略 2 省略 3 副本部長は、副知事及び <u>政策推進統括部長</u> をもって充てる。 4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。